

9月17日(金)
(第3日)

令和3年第3回高森町議会定例会（第3号）

令和3年9月17日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

- 日程第 1 意見案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充
実を求める意見書について
- 日程第 2 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 3 付託案件の委員長報告並びに採決について
- 日程第 4 特別委員長報告について
- 日程第 5 議員派遣の件について
- 日程第 6 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | | | |
|----|---------|-----|----------|
| 1番 | 後藤 巖 君 | 2番 | 津留 智幸 君 |
| 3番 | 後藤 清治 君 | 4番 | 牛嶋 津世志 君 |
| 5番 | 後藤 三治 君 | 6番 | 芹口 誓彰 君 |
| 7番 | 立山 広滋 君 | 8番 | 本田 生一 君 |
| 9番 | 田上 更生 君 | 10番 | 佐伯 金也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

- | | | | |
|----------|---------|----------|------------|
| 町 長 | 草村 大成 君 | 副 町 長 | 服部 信一郎 君 |
| 教 育 長 | 佐藤 増夫 君 | 総 務 課 長 | 東 幸祐 君 |
| 生活環境課長 | 津留 大輔 君 | 会 計 課 長 | 馬原 恵介 君 |
| 政策推進課長 | 荒牧 久 君 | 住民福祉課長 | 阿蘇品 かおり さん |
| 健康推進課長 | 岩下 雅広 君 | 税 務 課 長 | 眞原 友紀 君 |
| 農林政策課長 | 後藤 一寛 君 | 建 設 課 長 | 岩下 徹 君 |
| TPC事務局長 | 古澤 要介 君 | 総務課長補佐 | 村上 純一 君 |
| 住民福祉課長補佐 | 石田 昌司 君 | 健康推進課長補佐 | 住吉 勝徳 君 |
| 建設課長補佐 | 土井谷 顕 君 | TPC事務局次長 | 二子石 誠 君 |
| 総 務 係 長 | 芹口 孝直 君 | 財 政 係 長 | 木村 允哉 君 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 村嶋 立章 君 議会事務局長 今村 親助 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（佐伯金也君）おはようございます。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。なお、教育委員会事務局長からは欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

お諮りします。御手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。それでは、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 意見案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

○議長（佐伯金也君）日程第1、意見案第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について議題とします。本件について趣旨説明を求めます。提出者を代表して議会運営委員長、芹口誓彰君。

○議会運営委員長（芹口誓彰君）おはようございます。6番、芹口でございます。提出意見書につきまして、提出者を代表いたしまして説明を行います。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1つ。令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革

の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2つ。固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3つ。令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4つ。令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5つ。炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣であります。

以上説明申し上げましたが、意見書の提出について御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐伯金也君）趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

これから意見案第1号について採決します。お諮りします。本件については、提出

することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、意見案第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については決定しました。

-----○-----

日程第2 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（佐伯金也君）日程第2、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、8番、本田生一君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました本田生一君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました8番、本田生一君が、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました8番、本田生一君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。よろしく願いいたします。

-----○-----

日程第3 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長(佐伯金也君) 日程第3、付託案件の委員長報告並びに採決について議題とします。

認定第1号、令和2年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について。議案第44号、高森町過疎地域持続的発展計画について。議案第50号、令和3年度高森町一般会計補正予算について。議案第51号、令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について。議案第52号、令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について。議案第53号、令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算については、各常任委員会に付託していただきましたので、各常任委員会における審査の経過並びに結果について一括して報告を求めます。総務文教常任委員長、芹口誓彰君。

○総務文教常任委員長(芹口誓彰君) 6番、芹口でございます。

総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、9月14日に委員会を開催いたしました。本委員会に付託された案件は、認定1件、議案2件及び所管事務の閉会中の継続調査でありまして、付託されましたこれらの案件の審議内容について、主なものを要約し結果を報告します。

まず、認定第1号、令和2年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について審議しました。担当課から、歳入歳出決算書の内容及び高森町普通会計決算の主な施策の成果表に基づきまして、令和2年度に実施した主な事業の内容についても説明を求めました。審査にあたっては、収入未済額の理由は何か、予算の流用、予備費の充用は適切なものか、多額の不用額を生じた理由等について審査をいたしました。審査の結果、付託を受けました令和2年度高森町各会計歳入歳出の決算については、全員異議なく認定することに決しました。なお、決算審査意見書にもありましたが、今後とも総合的な施策の効率的な執行を図り、健全な財政運営に取り組んでいただきますよう付け加えまして決算審査の報告といたします。

次に、議案第44号、高森町過疎地域持続的発展計画について審議しました。この計画は、令和3年度から令和7年度までの計画でありまして、将来に渡って活力ある地域社会の実現と加速的に進行する人口減少への対応を図るため、地域の持続的発展に繋がる取り組みを定めたものであり、持続可能な事業の推進が図られるようお願いしまして、可とすることに決定しました。

次に、議案第50号、令和3年度高森町一般会計補正予算について審議しました。企業版ふるさと納税の企業へのPR状況についての質問があり、これに対し募集サイトに南鉄の再開発事業、ICT教育プロジェクトを掲載し一般募集している。特定企業へは、内閣府が定期的に主催するマッチング会やコンサルティング企業が主催するマッチング会にも参加し、高森町のプロジェクトをPRしている。現在、5社から約500万円の寄附を受けているという報告がありました。これから企業が12月の決算時期を迎えるにあたり、さらに積極的にPRしていくと答弁がありました。

次に、役場などに飾ってあるマンガイラストは地域おこし協力隊員の作と聞くが、そのイラストは町民がダウンロードし使用することは可能かとの問いに、イラストについてはコアミックスと協議の上作成しているが、個人漫画家の作品であり、ホームページ等にダウンロードしてしまうと広く拡散してしまう可能性があるため、コアミックス、個人漫画家と今後協議の上進めていきたいと答弁がありました。また、これに関連し著作権等はどうなっているのかとの問いに、地域おこし協力隊員のイラスト作品について権利は町にあるが、イラストを今後広く利益関係のものに利用する場合には、何らかの対応協議が必要になるのではないかと答弁がありました。

096K歌劇団の公演が町民体育館で実施される予定であるが、今後コアミックスが096Kの公演場所として町民体育館を利用される可能性についての質問に、今回の公演は当初高森、色見、草部、野尻4地区で開催する予定であったが、コアミックスと協議の上町民体育館での開催となった。将来の開催の意図があつて町民体育館を利用するものではないと答弁がありました。

次に、町長は一般質問の答弁で、高森町事業所継続支援事業について、町内飲食店以外についても補助を実施した方が良いと答弁をされたが、所管課としての意向はどうかとの質問に対し、委員会で委員総意でも要望をいただければ、高森町事業所継続支援事業は昨年度実施していることもありスキームは構築済みなので、飲食店以外に対する補助についても財政係などと協議し、実施することを検討したいと答弁がありました。委員全員ぜひ検討し実施していただくように決しまして、その成果を期待するものであります。また、営業時間短縮要請協力金についての問いに、前年もしくは前々年の売り上げ状況に応じて変わるが、1日2万5,000円から7万5,000

円である。当然、協力金に限らず、持続化給付金や町単独の補助金については事業収入となると答弁がありました。

以上、委員会での主な質疑内容について述べましたが、令和3年度高森町一般会計補正予算については、慎重審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。所管事務の閉会中の継続調査につきましては、議席配付のとおり決定しております。議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり御賛同賜りますようお願い申し上げます。総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（佐伯金也君）産業厚生常任委員長、本田生一君。

○産業厚生常任委員長（本田生一君）おはようございます。8番、本田です。

令和3年第3回高森町議会定例会におきまして、産業厚生常任委員会に付託されました認定第1号、令和2年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、議案第44号、高森町過疎地域持続的発展計画について、議案第50号、令和3年度高森町一般会計補正予算について、議案第51号、令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第52号、令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第53号、令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算について、9月14日午前10時より高森総合センター大会議室におきまして、私たちの所管する農林政策課、健康推進課、住民福祉課、建設課の順に審議をいたしました。参加者は、産業厚生常任委員会5名、各課の係長以上の役職の方々となっております。

令和2年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、主に不用額100万円以上の項目の説明を受けました。高森町過疎地域持続的発展計画については、新たな過疎法として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行され、過疎地域の自立に向けて持続的発展を実現するために策定されたものであります。所管各課に関連する部分の説明を受けております。また、議案内容の審議は当然ですが、各事業の進捗状況や推移も同時に質問をしております。主に審議された内容について報告を申し上げます。

最初に、農林政策課関連でございますけれども、令和2年度高森町各会計歳入歳出決算の認定の説明を受け、納得できる内容であったということでございます。令和3年度補正予算についてですが、熊本型放牧高度化支援事業は、放牧の条件整備を牧野

組合などが所在する自治体を実施主体として補助を行うものであります。予定としては10団体と行う予定であります。また、直売所整備の検討委員会の予算も上がっております。これからの展開に期待をしたいと思います。また、議案外といたしましては、アグリセンターの件について経過報告を受けました。まだ詳細がわからない点の調査報告と、機材の管理規定整備の必要性が出ました。この件については継続審議としております。堆肥生産については、堆肥袋のリニューアル、ふるさと納税の返礼品への採用、それに伴う生産施設の拡大などが話し合われております。

次は健康推進課であります。各特別会計の補正については、予算調整の変更などであり可としておりますけれども、芹口議員から質問がございました介護保険の件については、確かに現状は県下でも高いが高齢者人口が上がってきており、8期までこのままいき9期の計画時に再検討したいとの答弁でありました。事業としては、介護予防拠点整備事業が3年目を迎え、おそらく県の基金状況から最後になるのではないかと説明を受けております。また、本事業については、実際に各公民館の視察を委員会で実施いたしております。地域それぞれに改修要望の違う点や、黒板などをチェックして介護予防活動の確認をいたしました。それに関連して集落支援員の現状も尋ねております。月1度のミーティングを行い、情報共有をしているとのことでしたが、まだ地域に浸透していない点が見受けられるので、TPCを通じた活動報告などをしていくように話をいたしております。また、本年度の住民健診ですが、最後を残して前年より受診者数が多くなっております。最後まで気を抜かず邁進していただきたいと思っております。

次に住民福祉課になります。令和2年度高森町歳入歳出決算では、不用額が100万円を超えるものではありませんでした。歳出では、高森町にある保育園や幼稚園、保育施設へのコロナウイルス予防関連の事業が主でありました。議案外といたしまして、色見保育園の民営化スケジュールの確認、総合窓口として来庁者への笑顔で気持ちよい対応のさらなる推進が出ておりました。また、新聞報道にありましたとおり、ワクチン接種率が2回目接種完了時点で県下第5位であり、資料の提供がありました。これは、集団接種会場設営、予約は行政が管理した結果だと考えます。管轄の住民福祉課の皆さんは、本当にお疲れさまでございました。まだ予断は許されないような状況

ですが、今後もより一層の対策をお願いいたします。

最後に建設課になりますけれども、建設課は事業の性格上や予算確定の点より繰越事業が多くなっております。繰越明許に上がっていた事業を全て完了されており、問題はありませんでした。補正予算では、町道草刈作業委託料について質疑がなされました。道路愛護事業、町道沿線住民による草刈事業のことですが、地域の高齢化や交通量の多い町道では、沿線住民が草刈りをできない地域も出てきたとの説明がございました。町道については、農政課が持っている機材貸し出しを有効に使う、全てを委託するのではなくできるところまで努力をすることが必要というような意見が出ておりました。また、道路愛護のこの草刈りにつきましては、できますならば年に1度でなく草刈りの度に補助金等支出しても、地域のコミュニティとして美化運動にも繋がるのではないかという意見も出ておりました。

以上のとおり付託議案及び関連質疑が行われ、認定第1号、令和2年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、議案第44号、高森町過疎地域持続的発展計画について、議案第50号、令和3年度高森町一般会計補正予算について、議案第51号、令和3年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第52号、令和3年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第53号、令和3年度高森町介護保険特別会計補正予算について、いずれの議員さん方可とすることに決定をいたしております。以上が、私ども本委員会に付託された案件に対する質疑と結果となっております。以上のとおり賛同賜りますようお願いを申し上げます。また、産業厚生常任委員会における所管の閉会中の継続調査につきましては、議席に配付したとおりでございます。

コロナ感染症につきましては、本当にもう1年半以上にもなります。その間におきましては、本当に終息に向かうかのような時期もございました。しかしながら、緊急事態宣言等が発令されたり解除されたり、そして今年オリンピック、パラリンピックが開催をなされました。その時期には本当に心配をいたしました。東京周辺では、大変な感染者が出て今後どうなるかと心配をいたしておりましたけれども、徐々に感染者数も減り、そして県内の感染者数も減ってきて安心をしておるところでございました。けれども、ここ最近になりまして町内でもそういったことが出ておりました、今

後本当にそういった関わられた方たちの配慮等々については、十分に私ども気を付けていかなくてはならない、または気を付けていただくようお願いをしたいと思います。これで産業厚生常任委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐伯金也君）各常任委員長の報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）討論なしと認めます。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、認定第1号から議案第53号までについては、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 特別委員長報告について

○議長（佐伯金也君）日程第4、特別委員長報告について議題とします。議会広報特別委員長、牛嶋津世志君。

○議会広報特別委員長（牛嶋津世志君）おはようございます。4番、牛嶋でございます。

議会広報特別委員会の報告をいたします。9月15日午前10時30分から、議会広報絆83号の内容及び編集について協議をいたしました。83号につきましては、10月7日、14日、21日の計3回委員会を開き、編集及び内容について意見を出し合い、11月2日の全世帯発送へ向けて進めてまいりたいと思っております。また、今回も12ページを予定しております。第3回の定例会を中心に掲載する予定でございます。なお、今回町民の声の紹介議員は8番、本田生一議員、9番、田上更生議員でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上をもちまして、議会広報特別委員会からの報告を終わります。

○議長（佐伯金也君）水資源対策特別委員長、牛嶋津世志君。

○水資源対策特別委員長（牛嶋津世志君）改めまして牛嶋でございます。

水資源対策特別委員会の報告を行います。9月15日午前10時50分から、水資源対策特別委員会を開催いたしました。最初に、地元議員より上津留・山付地区協議会の進捗について説明を受けました。報告によりますと、7月30日に上津留、山付、神原、永野地区を含めた津留2地区広域水道施設整備促進期成会の設立総会を行い、組織の立ち上げに至ったということでございます。今後は、この期成会の下、各地域の役員とともに実情を踏まえた要望活動を進めていく予定であるとの報告がありました。

続きまして、水道補償に関する事項について担当職員から説明があり、高千穂線トンネル工事に起因する水道漏水事故から被害世帯への補償が開始されるまでの経緯、水道料金を課する場合の仮試算について説明がありました。議員からの質問として、補償水量の算出にあたり、人員や泉水、牛馬の頭数など当時の状況と現在では変わってきている。現在の状況に当てはめた場合の試算がどのようになるかという質問に對しまして、当時の採算ベースが大人2人、子ども2人の4名で80トン程度と、かなり余裕のある基礎数値で算定されているため、現在の状況にそのまま当てはめても補償内に収まってしまうということです。補償水量で見直すのであれば、全体の使用量の見直しが必要ではないかという回答がございました。

他の質問として、当時は使用量を多めにみた補償であったと思う。現況との違いは大いにあると思うが、風呂やトイレの水洗化など生活基準の内容も変わっていることもあり、町の長期的な負担を考えれば、基本料金は例えば10トン、20トンで幾ら程度になるかという設定をして取ればどうかと。水の保全と水道管の修繕費等必要な経費がかかりますので、まずはその程度の基本料金をメンテナンス料として取るような問題提起もしていいのではというお話が出ております。10トン、20トンなら幾らと料金設定をして、補償水量にあわせて負担していただくような、提案をするための試算をしてもらえるかということで執行部をお願いしております。

また、行政として、どのような対応を考えているのか案を出して欲しいという意見も出ております。次回の会議までには、各戸と交わしている契約書の内容を確認して

いただくようお願いをしてあります。建設課長から、状況を基に新たに算定するためのベースから考えていく必要があるという答弁もいただいております。以上、指摘の件については、次回までに確認をしておくという説明がありましたのでよろしくお願ひしたいと思います。以上、水資源対策特別委員会の報告といたします。

○議長（佐伯金也君） 地方再生特別委員長、本田生一君。

○地方再生特別委員長（本田生一君） 8番、本田です。

地方再生特別委員会の報告を申し上げます。9月15日午前11時40分より、地方再生特別委員会を開催いたしましたので報告を申し上げます。今回は、各課・局よりいただいた資料を基に事務局職員から説明を受けました。最初に、最近のコロナ感染の動向としまして、低年齢化、若年層の感染が増加傾向にあり、これにより子どもから大人、子どもから親へ感染経路が変化をしております。教育現場では、分散登校の実施及び健康チェックの強化等が行われているとの報告を受けました。本町におきましても、いち早く町内小中学校の教職員及び児童生徒、また町内の保育園、幼稚園及び子育て支援センター等に抗原検査キットの配布が完了しているとお聞きをし、執行部の早急な対応に感謝を申し上げる次第であります。

続きまして、財政係から提供のありました、令和2年度新型コロナウイルス感染症対策活用事業に関する説明がございました。全49事業、金額にしましては3億円を超える実績額となっております。特に、経済に対するイメージは、リーマンショックを上回る損失が発生をいたしております。これもひとえに、コロナ禍対策の助成金申請受付、啓発活動、その他様々な事務作業など早急な対応に御尽力された職員の皆様方の賜物ではないかと思ひます。

最後に、今回ワクチン接種の集団接種会場として使用されたプレハブの建物について、今後の取り扱いについての説明がありました。リース計画は10月の末までとなっておりますけれども、柱がなく日本に数基しかない施設で今後いろいろな利活用ができることから、購入も視野に検討しているということでございます。私もワクチン接種の折に拝見しましたが、中は広々とした空間となっております。従来のプレハブ建物のイメージとはかけ離れた建物でございました。北側駐車場の整備も進んでいることから、ぜひとも購入に向けて前向きに御検討されますよう町長をはじめ職員の

皆様方をお願いをいたします。

出口の見えないコロナ禍での生活が1年半以上も続いており、本当にやまない雨はありません。強い気持ちを持って立ち向かっていくのも感染対策の1つではないでしょうか。共に前を向いて進みたいと思います。以上をもちまして、地方再生特別委員会からの報告といたします。終わります。

○議長（佐伯金也君） 議会運営委員長、芹口誓彰君。

○議会運営委員長（芹口誓彰君） 6番、芹口です。

議会運営委員会の報告をいたします。9月13日に行われました後藤三治議員の一般質問中、一部不適切発言があったとする件に対し、その取り扱いについて9月14日議長から諮問を受けましたので、9月15日午前10時から議会運営委員会を開催しました。

委員会では、発言部分について不適切発言があったことを認め、実名が出された田上更生議員、また発言者の後藤三治議員から意見を聞くこととし、同日田上更生議員から意見を聴取しました。同議員からは、氏名部分の削除と謝罪及びこの道路は下山部落で行き止まり、民家も6件から7件しかありません、車の往来もほとんどは地域住民の自家用車との発言部分の削除と謝罪を強く求められました。続いて、後藤三治議員から聴取を行い、田上更生議員から求められた件について謝罪や発言の削除、修正の考えを求めました。後藤三治議員からは、実名部分の削除には応じられない。下山部落関係部分については、議会報告会で出された言葉を引用したものであるが、この部分については謝罪し削除を求めたいとのことでしたので、その旨を田上更生議員に伝えたところであります。

また、この件につきましては、全員協議会でさらに協議をしていただくことといたしました。質問時間につきましては、議会運営基準で質問の持ち時間は1人60分を目安とするとありますけれども、今後は従前どおり答弁時間を含め60分以内とすることを確認しました。閉会中の継続調査事項につきましては、議席配付のとおり決定しております。以上、議会運営委員会の報告とします。

○5番（後藤三治君） 議長。

○議長（佐伯金也君） 5番、後藤三治君。

○5番（後藤三治君）おはようございます。5番、後藤であります。

9月13日の私の一般質問で、令和元年11月に開催いたしました議会報告会野尻地区で、参加者の1人から町は道路改良の優先順位付けをどうされているかとの質問で、その方が発言された「65字削除」

という発言を、そのまま一般質問として用いたことについては、そこにお住まいの方々の心情に寄り添いが足らず、深く反省するとともに私の発言を削除させていただきたいと思います。今後の質問や発言については細部の注意を払ってまいります。町民の皆様、そして下山部落の皆様誠に申し訳ございませんでした。

○議長（佐伯金也君）9番、田上更生君。

○9番（田上更生君）おはようございます。9番、田上でございます。

ただいま議会運営委員長から御報告がありました。議長に、一般質問後に諮問をしていただきました。一般質問の内容等々について、議会運営委員会の中でどのように感じられたのか。そして、違法性があつたり、あるいは不適切な発言があるということがあるのか、協議をしていただきたいというようなことでお願いをしたところでございます。

9月の6日に議会運営委員会が開催され、その中で後藤議員への一般質問の趣旨、それから担当課との詳細な擦り合わせ、これは議会議員として通告制というようなことで、執行部からの確で正確な答弁をいただくというようなことでやるべきことでもあります。私が8年間議長をしておった折も、質問者には絶えずそのことは申し上げておりました。そして、正確な答弁を執行部からいただいて町民にわかりやすい答弁をいただくと、この事業に対してはこうなんだという説明をいただくということで、後藤議長時代もその旨要請をされておりました。

9月6日の一般質問の届け出が終了後に、議会運営委員会が開催をされ、議会運営委員会の中で趣旨主題の一部削除と、担当課との擦り合わせ、打ち合わせの願いをされたら、議会運営委員会の中からお願いをされましたけれども、それを拒否されたというようなことでございます。議会運営上、議会運営委員会にその部分については付託をされているわけですので、拒否されたということでそのままやっていくと、議会の秩序保持あるいは議会運営上今回のような問題が生じるというようなこ

とに繋がるわけでございます。ですから、しっかりと議会運営委員会の中で決定されたことについては、やはりそれぞれの議員さん方に守らせるという義務があるのではなからうかというふうに思います。

それから、一般質問の中身について、私への部分の全くの撤回あるいは謝罪等も何ひとつございませんでした。これは、議会一般質問のルールとしてきちんと記載されている部分でもございます。そして質問された中で、誰から聞いた、どういったとかいう根拠をきちんとお示しできない部分を、実名を使って出されながらやられたわけでございますので、これについては大いに私は抗議をしたい。

議長にもお願いをしましたがけれども、これからやはり議会の中でしっかりとこれについては協議をやっていかないと、今回のような一般質問を認めていきますと、誰もみんな許されるんだ、高森町議会の権威と品位というものを失墜させてしまうものだというふうに考えております。議長にも、もう再三これからの協議をやっていくことということで申し上げておりますので、今回後藤議員が私への謝罪、取り消しという部分が全くございせんが、証明書、確約書等々も今いただいております。これは、きちんとした対応をやっていく必要があるというふうに思いますので、これからしっかりとその部分についてはやっていかないと、高森町の議会は何だと、他町村から見るときにそういう評価を受けるというふうに考えておりますので、どうぞ議長、議会運営委員長にもお願いを申し上げたいというふうに思います。私のお願いはそれだけでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐伯金也君）私の所見は、1番最後に議長挨拶の際に述べさせていただきたいと
思います。

以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議員派遣の件について

○議長（佐伯金也君）日程第5、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。議員派遣については、御手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思っております。併せて詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、御手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（佐伯金也君）日程第6、委員会の閉会中の継続調査申出書について議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、御手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査とする申し出がっております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐伯金也君）異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（佐伯金也君）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。一言私の方から発言をさせていただきたいと思えます。

定例議会の運営が私は初めてのことでございました。7月の14日から議長を任せられ、今回の定例議会も軽い気持ちで私は入ったわけでございます。今日は、傍聴に私が議員になった時から、私の子守役的に行政の経験者であった方、そして議員になった時からの先輩の議員さん、OBの元議長さんもおいででございます。その方たちに育てられて、議長さんの運営を側面から見てきたわけでございますが、議会運営がこんなに難しいものかということを感じた次第でございます。

その中において、今回の一般質問の内容、進行等について、私個人の不適切な発言であったり、私の運営上の非常に指摘を受けるような、反省しなければならない委員会、議会の運営であったりということで、議員各位、町民の皆さん、また執行部の皆さん方には大変御心配や御迷惑をかけました。改めましてお詫びを申し上げたいと思えます。

今、田上更生議員の方から指摘があったことについても、議会運営委員会に諮問申し上げ、十分議会運営委員会の委員さんたちと意見を交わしております。確かに名前

が出ること、また捉え方によっては誹謗中傷になるようなこともある。それぞれ文脈的にそうなってしまったということであると思いますが、議会運営委員会では委員長の報告のとおりでございました。

5番、後藤三治議員の方から一部発言についての謝罪をいただきまして、最後に議会運営、質問等についても、しっかりと学んで今後においても考えてやっていくというような謝罪の御言葉もありました。そういうことで、どうにかいいのかなと思っておりましたけれども、田上更生議員につきましては本人の名前が数度出てきておりましたので、それについてはなかなか悶々としたものがあつた。そこで今日の御発言であつたと思います。そういうことも含めて、私個人ではなくして議会運営委員会の中で、今後の議員の発言、議会の運営について再度検証、協議をしていく。そして、その内容を全員協議会等で諮って、高森町の町議会が未来へ行くように頑張っていきたいと思ひます。

そして、今回の一般質問でございますが、後藤三治議員の質問だけではなくして後藤巖議員の質問内容もそうなんですけれども、私たち政治家の任期というのは4年で切り替わってまいります。顔ぶれも変わってくると思ひます。町長も同様でございます。そういう中において、後藤巖議員が質問されたことについては、長期的にやらなくてはならないもの、または短期的にやらなくてはならない事項であつたりすると思ひます。それについても、皆様方と十分協議をしていかなければならないなというふうに感じたわけでございます。そして、後藤三治議員が質問された事項、指摘されたいろいろ問題な発言というふうにされた事項については抜きにして、道路問題等についてはやはり財政を司る執行部、また予算を持ってくる町長の都合もあると思ひますけれども、10年計画、総合計画等でも書かれております。財政の根拠を付けてちゃんと書かれております。町長の権限を私たちが束縛する権利はございませんし、町長を尊重していかなければならないと、もうこれは議会議員としての使命であると思ひております。しかしながら、道路等につきまして、またその他のライフラインや生活環境については、必要な部分については短期的に、私たちの任期を考えた事業の進行を私としてはお願いしていかなければいけないなと痛感した次第でございます。

今9月の定例議会においては、決算認定であり、またコロナ禍による対策であり、

補正予算等による介護事業所の問題であるというようないろんな問題が議論をされました。簡単に議論をしたようではありますが、その委員会の中身は委員長さんが報告されたとおりでございます。いろいろと意見が出てきた中での委員長報告でもございましたので、町長以下町執行部におきましては、どうぞそういうことを真剣にお考えいただいて、私たち議員全ての心も御汲み取りをいただいて政を進めていただきたいと思います。

本定例議会においては、私の本当に不徳の致す運営により、議員各位、町執行部、町長さん、そして町民の皆様方に御迷惑をおかけいたしましたことについて、お詫びを再度申し上げたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

-----○-----

○議長（佐伯金也君）会議を閉じます。

令和3年第3回高森町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員